

生駒市規則第16号

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和46年11月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「第19条第4項」の次に「、第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「第9条第8項」を「第9条第9項」に、「第153条」を「第153条第2項」に改め、第1号中「第24条第1項」を「第24条」に、「保護の決定及び通知」を「申請による保護の開始及び変更」に改め、第2号中「第25条第1項及び第2項」を「第25条」に、「決定開始及び通知」を「開始及び変更」に改め、第3号中「又は廃止及び通知」を「及び廃止」に改め、第4号中「第27条第1項」を「第27条」に、「又は」を「及び」に改め、第6号を削り、第5号中「及び同条第4項」を「、同条第2項の規定による報告及び同条第5項」に改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活保護法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。

第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、第35号を第45号とし、第25号から第34号までを10号ずつ繰り下げ、第24号を第32号とし、同号の次に次の2号を加える。

(33) 知的障害者福祉法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。

(34) 知的障害者福祉法第27条の規定による費用の徴収に関すること。

第23号を第31号とし、第22号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第7項の規定による知的障害者更生相談所への判定に関すること。

第21号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第28号とし、第20号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 身体障害者福祉法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。

第19号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談及び措置に関すること。

第18号中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改め、同号を第23号とし、第17号を第22号とし、第16号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 生活保護法第81条の3の規定による情報の提供等に関すること。

第15号を第19号とし、第14号中「第78条」を「第77条の2から第78条の2まで」に改め、同号を第18号とし、第9号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の4号を加える。

(9) 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(10) 生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

(11) 生活保護法第55条の6の規定による報告の請求に関すること。

(12) 生活保護法第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実

施及び同条第 2 項の規定による委託に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。